

所属所長殿

一般財団法人岡山県教育職員互助組合理事長  
(公印省略)

互助組合理程の一部改正について

平素から当互助組合の運営につきまして格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。  
標記のこのことについて、令和4年2月16日開催の理事会において次のとおり改正されました。  
貴所属会員に周知いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 規程等 一般財団法人岡山県教育職員互助組合給付及び貸付規程  
一般財団法人岡山県教育職員互助組合個人情報保護規程
  
- 2 改正内容 一般財団法人岡山県教育職員互助組合給付及び貸付規程  
(別紙参照) 積立預金を中途解約する際、退会時を除き、積立預金中途解約依頼書を提出することとなっているが、育児休業に入る場合も提出を不要とするもの  
  
一般財団法人岡山県教育職員互助組合個人情報保護規程  
個人情報保護法が改正され、令和4年4月1日から施行されることに伴う改正
  
- 3 施行年月日 令和4年4月1日

一般財団法人岡山県教育職員互助組合生活資金積立預金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年2月16日

一般財団法人岡山県教育職員互助組合理事長 鍵本 芳明

一般財団法人岡山県教育職員互助組合生活資金積立預金規程の一部を改正する規程

一般財団法人岡山県教育職員互助組合生活資金積立預金規程(昭和36年9月25日制定)の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「退会」の次に「及び育児休業」を加える。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

一般財団法人岡山県教育職員互助組合生活資金積立預金規程新旧対照表

新	旧
第18条 略 2 前項の規定にかかわらず、 <u>退会及び育児休業</u> による中途解約については積立預金中途解約依頼書の提出を要しない。	第18条 略 2 前項の規定にかかわらず、退会による中途解約については積立預金中途解約依頼書の提出を要しない。

一般財団法人岡山県教育職員互助組合個人情報保護規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年2月16日

一般財団法人岡山県教育職員互助組合理事長 鍵本 芳明

一般財団法人岡山県教育職員互助組合個人情報保護規程の一部を改正する規程

一般財団法人岡山県教育職員互助組合個人情報保護規程(平成17年3月15日制定)の一部を次のように改正する。

第2条第1項(4)中「又は6月以内に消去することとなるもの」を削除する。

第16条中「書面の交付による方法(開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法)」を「電磁的記録の提供による方法又は書面の交付による方法又はその他当法人が定める方法のいずれか当該本人が請求した方法(当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法)」に改める。

第18条中「違反して取り扱われているという理由」の次に、「又は保有個人データを利用する必要がなくなった場合、個人情報保護法の規定する漏えい等事案が生じた場合、及び当該本人の正当な利益が害されるおそれがある場合」を加える。

第18条第2項中「第三者に提供されているという理由」の次に、「又は保有個人データを利用する必要がなくなった場合、個人情報保護法の規定する漏えい等事案が生じた場合、及び当該本人の正当な利益が害されるおそれがある場合」を加える。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

一般財団法人岡山県教育職員互助組合個人情報保護規程新旧対照表

新	旧
第2条 (1) から (3) 略 (4) 保有個人データ 法人が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、次に掲げるもの以外のものをいう。	第2条 (1) から (3) 略 (4) 保有個人データ 法人が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、次に掲げるもの <u>又は6月以内に消去することとなるもの</u> 以外のものをいう。

一般財団法人岡山県教育職員互助組合個人情報保護規程新旧対照表

新	旧
<p>第16条 保有機関は、本人等から、本人識別保有個人データの開示（本人識別保有個人データが存在しないときは、その旨を知らせることを含む。以下「開示」という。）を求められたときは、本人等に対し、<u>電磁的記録の提供による方法又は書面の交付による方法又はその他当法人が定める方法のいずれか当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）</u>により、遅滞なく当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。</p> <p>第18条 保有機関は、本人等から、第6条の規定に違反して取得されたものであるという理由又は本人識別保有個人データが第8条の規定に違反して取り扱われているという理由又は保有個人データを利用する必要がなくなった場合、<u>個人情報保護法の規定する漏えい等事案が生じた場合、及び当該本人の正当な利益が害されるおそれがある場合</u>によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条及び第20条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置を講ずるときは、この限りでない。</p> <p>2 保有機関は、本人等から、本人識別保有個人データが第10条第1項の規定に違反して第三者に提供されているという理由又は保有個人データを利用する必要がなくなった場合、<u>個人情報保護法の規定する漏えい等事案が生じた場合、及び当該本人の正当な利益が害されるおそれがある場合</u>によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止（第20条において「第三者提供停止」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置を講ずるときは、この限りでない。</p>	<p>第16条 保有機関は、本人等から、本人識別保有個人データの開示（本人識別保有個人データが存在しないときは、その旨を知らせることを含む。以下「開示」という。）を求められたときは、本人等に対し、<u>書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法）</u>により、遅滞なく当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。</p> <p>第18条 保有機関は、本人等から、第6条の規定に違反して取得されたものであるという理由又は本人識別保有個人データが第8条の規定に違反して取り扱われているという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条及び第20条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置を講ずるときは、この限りでない。</p> <p>2 保有機関は、本人等から、本人識別保有個人データが第10条第1項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止（第20条において「第三者提供停止」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置を講ずるときは、この限りでない。</p>